

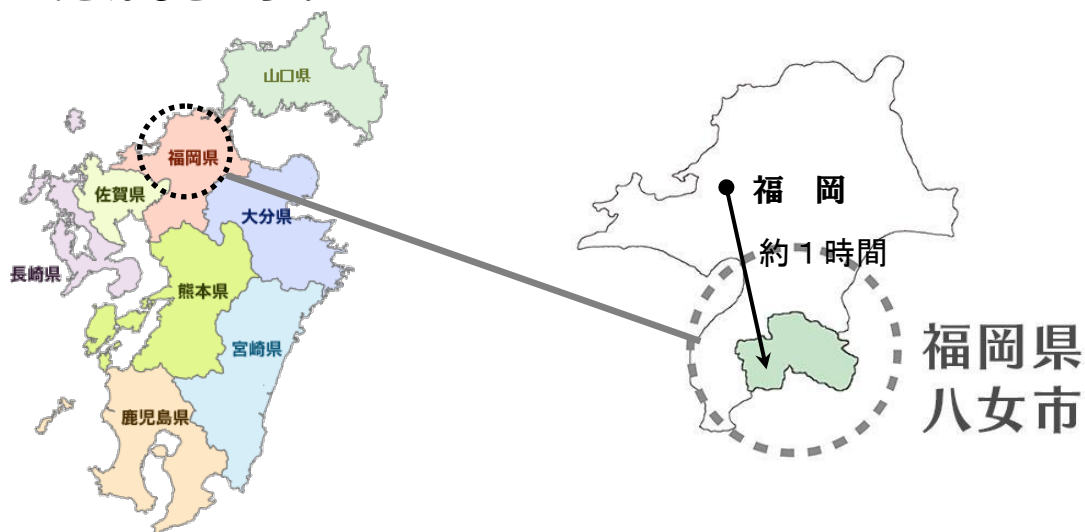
八女市地域おこし協力隊随時募集要項

きみのフィールドはここにある。

協力隊【第6期生】随時募集！

八 女 市

1 八女市ってどんなところ？



八女市は福岡県南部に位置し、福岡市から車で約1時間の距離にあり、豊かな自然と市街地が調和する暮らしやすいまちです。市街地の一部には、かつての繁栄をしのばせる白壁の町並みが残し、そこでは多くの伝統工芸産業が息づいています。温暖多雨な気候で、豊かな大地には高級茶で有名な八女茶をはじめとして、米、麦、ブドウやイチゴ、みかん、キウイフルーツなどの農産物が実ります。また、市面積の7割は山林が占めており、清らかな空気と美しい水を育んでいます。著名な画家や作家を輩出しているように文化活動も盛んな土地柄で、岩戸山古墳をはじめとして南北朝時代に関連する史跡なども多く残ります。

2 八女市の地域おこし協力隊について

八女市では、平成25年度から地域おこし協力隊を任用し、これまで20名の隊員が各地で活動。退任した10名うち5名は八女市に定住もしくは八女市内で引き続き活動を行っております。また、着任した隊員をより一層の定住・定着をサポートするため、協力隊の任期を最大で5年まで延長しております。（※延長には要件あり。）

現在10名の隊員が地域の活性化、移住定住促進などに取り組んでおります。月に1度、全隊員が集まって定例会議を開催し、1カ月の活動報告や活動に対する悩みや意見交換等を行い、隊員同士の連携やコミュニケーションを図りながら楽しく活動しています。

※隊員の活動をFacebookで更新中！

八女市地域おこし協力隊

検索

3 活動内容

【地域農業の担い手として新規就農を目指す】

全国ブランドとして確立されている「八女茶」をはじめ、平野部には「いちご」「なす」「電照菊」の施設園芸、中山間地域には「温州みかん」「キウイフルーツ」「ぶどう」の果樹栽培が盛んに行われなど、地域の特性にあった付加価値の高い様々な農産物が栽培されております。

しかしながら、本市においても全国の農業産地でも課題となっている、担い手農家の高齢化や農業後継者の不足などの問題を抱えています。

このような中、温州みかん、施設園芸（冬春なす）の生産農家で農業経験を積みながら、就農に向けた知識や技術の習得を図り、新たな地域農業を担う人材を募集します。

◎勤務地における活動内容

- ・温州みかん、施設園芸（冬春なす）の生産農家において、就農に必要な知識や技術の習得
- ・地域農業活性化の支援
- ・八女市の農業の魅力発信（SNS等による情報発信等）

◎勤務地において望む人材

- ・就農に強い関心があり、八女市内で担い手農家としての自立を目指す方
【任用期間終了後に就農する場合は、各種給付金が受給できる場合があります。
（ただし、受給要件があります）】
- ・地域住民や農家の方と積極的にコミュニケーションがとれる方
- ・パソコンの知識や情報発信スキル（SNSの活用等）を有する方
- ・心身ともに健康で、農作業を行うことに支障がない方

◎勤務地 八女市内（デスク：市役所立花支所産業経済課）

◎募集人員 1名

◎着任予定 令和元年10月1日着任予定

（※移住準備など着任予定日については相談に応じます。）

4 応募要件

(1) 居住地要件（現在お住まいの住所地）

3大都市圏内の都市地域（※1）又は地方都市（条件不利地域（※2）は除く）に現在住民票がある方、または、これまで地域おこし協力隊員として、一定期間（2年以上）活動し、かつ解職から1年以内の方で、採用後、八女市に住民票を異動することができる方（※3）

※1. 3大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

※2. 条件不利地域とは

次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいう。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む） ②山村振興法 ③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美郡島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

※3. 八女市内に住民票を異動することができる方

原則として、市が準備した住居に住んでいただきます。

(2) 満20歳以上から45歳以下の方（給付金の関係により。）性別は問いません。

(3) 心身共に健康で誠実に業務を行うことができる方

(4) 普通自動車運転免許（AT限定不可）を所持し、実際に運転できる方

(5) 地域おこし協力隊の活動終了後、八女市において起業、就業して定住する意欲のある方

(6) 活動内容について積極的な提案ができ、企画能力がある方

(7) 住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動出来る方

(8) パソコンの一般的操作のほか、インターネット環境を活動に利用できる方

(9) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

5 雇用内容等

（令和2年4月以降は、地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、会計年度任用職員に移行予定です。）

1. 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数 原則週4.5日

(2) 勤務時間 概ね週35時間以内で1日当たりの勤務時間は7時間45分を

原則とします。(※夜間、休日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。)

(3) 年次有給休暇あり

2. 雇用形態及び期間等

(1) 八女市嘱託職員として八女市長が任命します。

(2) 任用期間は着任日から令和2年3月31日までです。2年目以降年度単位での更新の可能性があります。(最長で5年)

3. 賃金

月額185,000円 ※社会保険料等の自己負担分は負担して頂きます。

4. 待遇等

(1) 賃金とは別に、賞与(年2回、それぞれ0.5月分)の支給があります。

(2) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

(3) 住宅は、原則的に市が借り上げ、住宅の家賃を全額補助します。

※近隣の家賃相場を超えた場合は自己負担が生じる場合があります

(4) 引越費用、生活に伴う諸保険料、光熱水費は隊員負担とします。

(5) 協力隊活動に従事するために必要な車両(軽トラック)及びパソコンは貸与します。

(6) 休暇については、八女市非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件に関する取扱規則によります。

5. 活動費助成

協力隊として必要な活動費については、予算の範囲内で助成します。

6 応募手続き

1. 申込受付期間

随時申込受付を行います。採用が決まり次第終了いたします。

※郵送、メールで受け付けます。なお、提出した書類は返却しません。

2. 提出書類

(1) 八女市地域おこし協力隊応募用紙(別記様式)

写真添付、必ず携帯以外のメールアドレス(フリーメール可)を記入

(2) 現住所の確認が出来る書類

・住民票の写し(令和元年7月1日以降に取得したもの。コピー可)

・運転免許証の写し

※今回の業務上知り得た個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的に利用することはありません。

※メールで応募される場合、提出書類を全てデータ化して送付してください。

【申し込み・お問い合わせ先】

八女市企画部地域振興課定住対策係

〒834-8585 福岡県八女市本町6 4 7 番地

TEL : 0 9 4 3 - 2 4 - 8 1 6 2 FAX : 0 9 4 3 - 2 2 - 2 1 8 6

E-mail : teijyutaisaku@city.yame.lg.jp

3. 選考

(1) 第1次選考

申込受付期間中に受け付けた応募について、書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考試験（面接試験）を実施します。

詳細は、第1次選考合格者の方にご連絡いたします。

面接会場への旅費等は、基本的に応募者の負担となります。

ただし、第2次選考受験者の旅費等について、九州各県以外（沖縄県を除く）からの受験者に限り、旅費の一部を支給します。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果は、文書で通知します。

4. その他

(1) 募集に関する質問は、別添の「八女市地域おこし協力隊質問票」または任意の用紙に「八女市地域おこし協力隊質問票」と表題を付け、郵送、ファクス、メール等の文書により行ってください。電話での質問は受け付けませんので留意してください。

【土・日・祝日は回答できませんので、ご了承ください。】

(2) 質問票には「質問内容」の他、「住所」「氏名」「ファクス番号又はEメールアドレス」を明記してください。

○アクセス方法（八女市役所）

福岡市内より

【高速バスの場合】

- 福岡空港→（西鉄高速バス）大牟田・荒尾行
or（九州産交バス）熊本行（ひのくに号）→
八女インター→八女インター前（堀川バス）
→八女学院前下車

【電車の場合】

- （JR鹿児島本線）博多駅→羽犬塚駅→堀川バス→「八女学院前」下車
- （西鉄）福岡駅→久留米駅→西鉄バス→「福島」下車

【車でお越しの場合】

- 八女インターチェンジより国道442号線を大分方面へ 約10分
- 広川インターチェンジより国道3号線を熊本方面へ 約15分

